

職発0502第3号  
平成23年5月2日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)

### 雇用安定事業の実施等について

平成23年度第1次補正予算の成立に伴い、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されることとなった。当該省令に係る主な内容のうち当局所管部分については、下記第1のとおりである。

また、これらに伴う関係通達の整備を下記第2から第17までのとおり行うとともに、「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）支給要領」を下記第18のとおり制定し、本日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。また、本改正事項について、引き続き地方運輸局と連携し、事務が円滑に実施されるよう配慮されたい。

なお、本件については、参考の本日付職発0502第4号により独立行政法人雇用・能力開発機構理事長あて併せて通知したところであることを申し添える。

### 記

#### 第1 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正

##### 1 雇用調整助成金制度の改正

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、東京都以外の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主及び当該地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主を対象に、以下の措置を実施すること。

(1) 支給限度日数の特例を設け、特例の支給対象期間については、それまでの支給日数にかかわらず、最大300日の利用を可能とすること。

(2) 対象被保険者に係る特例（被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も雇用調整助成金等の休業等の助成対象とする。）を延長すること。（平成23年7月1日施行）

## 2 被災者雇用開発助成金の創設

特定求職者雇用開発助成金として被災者雇用開発助成金を新設し、当分の間、65歳未満の求職者であって、東日本大震災発生時に東京都以外の災害救助法適用地域に居住していたもの又は震災発生時に同地域にて就業しており、震災の影響により離職を余儀なくされたものを、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者（1年以上雇用される事が見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主に対して、雇入れに係る者一人につき50万円（中小企業事業主にあつては、90万円）を支給するものとする。

## 第2 「雇用調整助成金支給要領」の一部改正

「雇用調整助成金支給要領」（平成13年9月12日付け職発第540号、能発第387号、雇児発第595号「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」別添1）の一部を別紙1のとおり改正する。本改正においては、第1の1にある事項に加え、これまで実施してきた震災関連の特例（遡及適用を除く。）の対象について、東京都以外の災害救助法適用地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所と更に一定規模以上の経済的関係を有する事業所（2次下請等）を追加する改正も行っているので留意されたい。

なお、平成23年7月1日適用分については、別途通知する。

## 第3 「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）支給要領」の一部改正

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）支給要領」（平成13年9月12日付け職発第540号、能発第387号、雇児発第595号「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う雇用保険三事業に係る給付金制度の改正について」別添2）の一部を別紙2のとおり改正する。

## 第4 「受給資格者創業支援助成金支給要領」の一部改正

「受給資格者創業支援助成金支給要領」（平成15年2月3日付け職発第0203002号「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令による自立就業支援助成金（受給資格者創業支援助成金）の創設について」別添2）の一部を別紙3のとおり改正する。

## 第5 「沖縄若年者雇用促進奨励金支給要領」の一部改正

「沖縄若年者雇用促進奨励金支給要領」（平成21年3月31日付け職発第0331014号「雇用安定事業の実施等について」別紙9）の一部を別紙4のとおり改正する。

- 第6 「発達障害者雇用開発助成金支給要領」の一部改正  
「発達障害者雇用開発助成金支給要領」（平成21年3月31日付け職発第0331014号「雇用安定事業の実施等について」別添2）の一部を別紙5のとおり改正する。
- 第7 「難治性疾患患者雇用開発助成金支給要領」の一部改正  
「難治性疾患患者雇用開発助成金支給要領」（平成21年3月31日付け職発第0331014号「雇用安定事業の実施等について」別添3）の一部を別紙6のとおり改正する。
- 第8 「精神障害者雇用安定奨励金支給要領」の一部改正  
「精神障害者雇用安定奨励金支給要領」（平成22年4月1日付け職発0401第34号「雇用安定事業の実施等について」別添1）の一部を別紙7のとおり改正する。
- 第9 「職場支援従事者配置助成金支給要領」の一部改正  
「職場支援従事者配置助成金支給要領」（平成23年4月1日付け職発0401第33号「雇用安定事業の実施等について」別添1）の一部を別紙8のとおり改正する。
- 第10 「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」の一部改正  
「中小企業緊急雇用安定助成金支給要領」（平成20年11月28日付け職発第1128007号「雇用安定事業の実施等について」別添2）の一部を別紙9のとおり改正する。本改正においては、第1の1にある事項に加え、これまで実施してきた震災関連の特例（遡及適用を除く。）の対象について、東京都以外の災害救助法適用地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所と更に一定規模以上の経済的関係を有する事業所（2次下請等）を追加する改正も行っているので留意されたい。  
なお、平成23年7月1日施行分については、別途通知する。
- 第11 「若年者等正規雇用化特別奨励金関係業務実施要領」  
「若年者等正規雇用化特別奨励金関係業務実施要領」（平成21年2月6日付け職発第0206004号「雇用安定事業の実施等について」別添1）の一部を別紙10のとおり改正する。
- 第12 「実習型雇用支援事業業務実施要領（平成22年度以降版）」の一部改正  
「実習型雇用支援事業業務実施要領（平成22年度以降版）」（平成22年4月1日付け職発0401第2号「平成22年度以降の実習型雇用支援事業の実施について」別添1）の一部を別紙11のとおり改正する。
- 第13 「派遣労働者雇用安定化特別奨励金支給要領」の一部改正  
「派遣労働者雇用安定化特別奨励金支給要領」（平成21年2月6日付け職発第0206004号「雇用安定事業の実施等について」別添3）の一部を別紙12のとおり改正する。

第14 「特例子会社等設立促進助成金支給要領」の一部改正

「特例子会社等設立促進助成金支給要領」（平成21年2月6日付け職発第0206004号「雇用安定事業の実施等について」別添5）の一部を別紙13のとおり改正する。

第15 「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金支給要領」の一部改正

「障害者就業・生活支援センター設立準備助成金支給要領」（平成22年4月1日付け職発0401第34号「雇用安定事業の実施等について」別添2）の一部を別紙14のとおり改正する。

第16 「建設労働者緊急雇用確保助成金支給要領」の一部改正

「建設労働者緊急雇用確保助成金支給要領」（平成22年2月8日付け職発0208第5号「建設労働者緊急雇用確保助成金の創設等について」別添）の一部を別紙15のとおり改正する。

第17 「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」の一部改正

「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成20年11月28日付け職発第128007号「雇用安定事業の実施等について」別添4）の一部を別紙16のとおり改正する。

第18 「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）支給要領」の制定

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発助成金）支給要領」を別添のとおり定める。